

低入札価格調査資料作成要領

1 目的

本作成要領は、「福岡地区水道企業団総合評価方式による請負契約にかかる低入札価格調査要領（試行）」（以下「低入札調査要領」という。）第7条に定める調査で提出する資料，及び記載要領について定める。

2 提出様式

低入札調査要領第7条に定める調査で提出する資料の様式等は，下記のとおりとする。

(1) 低入札調査要領第7条第2項に定める提出資料「低入札価格調査票」（必須）（様式1）

(2) 低入札調査要領第7条第3項に定める提出資料の様式は，次のとおりとする。

ア 当該価格により入札した理由及び入札価格の内訳
（様式2-1，様式2-2，様式3）

イ 手持ち工事の状況（様式4-1，様式4-2）

ウ 入札対象工事場所と入札者の事業所，倉庫等の関連（様式5）

エ 手持ち資材の状況（様式6-1）

オ 資材購入先及び購入先と入札者との関係（様式6-2）

カ 手持ち機械数の状況（様式7）

キ 労務者の具体的供給見通し（様式8，様式9，様式10-1，様式10-2）

ク 産業廃棄物の搬入費用及び搬入先（様式11，様式12）

ケ 過去に施工した公共工事名及び発注者（様式13）

コ 経営内容

様式は定めないが，経営内容が分かる資料。

サ 福岡地区水道企業団発注工事の成績状況

様式は定めないが，過去10年分（※但し，平成25年度分からとする。）における福岡地区水道企業団発注工事の成績が分かる資料。

シ 経営状況

様式は定めないが，経営状況が分かる資料（財務諸表，売上の見込み，経営・財務の状況等）

。

ス 信用状態

様式は定めないが，信用状態が分かる資料（納税証明書，登記事項証明書，銀行との取引状況等）。

セ その他必要な事項

上記提出資料の他，設計担当課長が入札者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するために提出するよう求めた資料。

3 「2 提出様式」第2項に定める様式の作成要領及び添付書類作成要領（各様式共通）

1. 入札者は、設計担当課長があらかじめ指定した期日までに記載要領に従って作成した各様式、資料を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、設計担当課長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、入札者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）。
4. 設計担当課長は、入札者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、特に必要があると認めるときは、別途の説明資料の提出を求めることがある。

様式1 低入札価格調査票

記載要領

1. 当該価格で入札した理由

下記の2から6を踏まえ、当該価格の契約においても工事の品質、労働条件及び安全対策等を適正に確保し施工可能な理由を記載すること。

なお、その理由が資材納入者、労務者及び下請け業者へのしわ寄せによると判断される場合は、その入札を失格とする。

2. 手持ち工事の状況

開札日時点において、契約中の工事（工事箇所が福岡都市圏内の工事に限る）を全て記載すること。該当する工事が無い場合も、その旨を記載すること。

3. 対象工事箇所と事務所及び資材庫等との地理的關係

対象工事と関係する事務所、営業所及び資材庫等について、距離・移動時間等を簡潔に記載すること。

4. 手持ち資材及び機械の状況

対象工事で使用予定の手持ち資材及び機械等がある場合は、その種別及び保有量等を簡潔に記載し、該当がない場合もその旨を記載すること。

5. 資材購入予定先及び機械等リース元予定者との関係

対象工事で使用予定の資材の購入先及び機械等のリース元について、会社単位で記載し、該当がない場合もその旨を記載すること。

ア 資材の購入先は、購入先名(括弧書きで取引年数)、資材の種別を記載

イ 機械等のリース元は、リース元名(括弧書きで取引年数)、機械の種別を記載

6. 労務者の確保及び下請け予定業者の状況

対象工事で必要となる労務者の確保及び下請け予定業者について記載すること。

ア 確保可能な労務者数を員数(述べ人数)で記載し、そのうち自社労務者を(括弧書き)で記載

イ 下請け予定業者(括弧書きで取引年数)を全て記載

様式2-1 積算内訳書①記載要領

1. 数量総括表に対応する内訳書とする。
2. 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
3. 契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、

発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。

4. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。

5. 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。

6. 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。

このうち、様式9に記載する技術者及び自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。

7. 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。

8. 入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（上記3の定めに従って計上したもの）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。

9. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。

様式2-2 内訳書に対する明細書②記載要領

1. 本様式は、様式2-1に対する明細を記載する。更なる明細が必要な場合は、本様式を使用することによるものとする。
2. 直接工事費だけでなく、共通仮設費及び現場管理費についても、本様式による明細を作成する。

様式3 一般管理費等の内訳書記載要領

1. 本様式は、一般管理費等の内訳明細を記載する。
2. 本様式には、少なくとも、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費に係る項目別の金額を明示する。

様式4-1 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）記載要領

1. 本様式は、契約対象工事現場付近（半径10km程度）の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

様式4-2 手持ち工事の状況（対象工事関連）記載要領

1. 本様式は、契約対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。

2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

様式5 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係記載要領

1. 本様式は、入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。
2. 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

様式6-1 手持ち資材の状況記載要領

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
2. 「単価（原価）」の欄には、手持ち資材の原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。
例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。
3. 「調達先（時期）」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。

資料6-2 資材購入予定先一覧記載要領

1. 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
2. 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。
（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等また、取引年数を括弧書きで記載する。
3. 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）を、「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

様式7 手持ち機械の状況記載要領

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
2. 「単価（原価）」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。
例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

様式8 下請予定業者等一覧表記載要領

1. 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。
2. 下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区

分別の金額内訳を記載する。

3. 使用を予定する手持ち資材については様式6-1, 購入予定の資材については様式6-2, 使用を予定する手持ち機械については様式7, 確保しようとする労務者については様式10-1に対応した内容とする。

様式9 配置予定技術者名簿記載要領

1. 配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載する。
2. 入札説明書に定める条件により, 配置が必要な監理技術者と同一の要件を満たす技術者を現場に配置することとなる場合は, その者についても記載する。

様式10-1 労務者の確保計画記載要領

1. 自社労務者と下請労務者とを区別し, 自社労務者については労務単価, 員数とも()内に外書きする。
2. 「労務単価」の欄には, 経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。
自社労務者に係る労務単価については, 契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても, 当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。
3. 「員数」の欄には, 使用する労務者の延べ人数を記載する。
4. 「下請会社名等」の欄には, 労務者を使用する下請会社名, 入札者と当該下請会社との関係を記載する。
(例) 協力会社, 同族会社, 資本提携会社等取引年数を括弧書きで記載する。

様式10-2 工種別労務者配置計画記載要領

1. 本様式には, 様式10-1の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。
2. 「配置予定人数」欄は, 毎年度国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」の50職種のうち必要な職種について記載する。

様式11 建設副産物の搬出地記載要領

1. 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。
2. 「受入れ価格」の欄には, 建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で, 当該会社の取引実績(過去1年以内の受入れ実績に限る。)のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

様式12 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書記載要領

1. 本様式は, 様式11に記載した建設副産物の搬出, 工事箇所への資材等の搬入, 仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち, 入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。
2. 「運搬予定者」の欄には, 入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。
3. 本様式の作成に当たっては, 建設副産物の搬出, 資材等の搬入, 仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載するものとし, それぞれの記載の間に空白行を設けるものとする。
4. 様式11に記載した建設副産物の搬出については, 建設副産物及び受入れ予定箇所ごとの運搬

計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、様式11に記載した建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。

5. 資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工事内容の予定を記載する。
6. 仮置き場との間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。
7. 「運搬予定者への支払予定額」の欄には、入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

様式13 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者記載要領

1. 本様式は、過去5年間に元請として施工した同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。
2. 各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。

※ 注意事項

1. 資料等の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された資料等は返却しない。
2. 当該資料等は、当該契約の内容に適合した履行の可能性を判断するためのものであることから、提出した資料等に虚偽の記載をすることは不誠実な行為となる。
3. 指定した期日までに資料等が提出されない場合、失格とする。